

令和8年度 兵庫県児童養護連絡協議会 事業方針（案）

1. 児童養護施設を取り巻く状況

「さらなる社会的養育の推進に向けて」

令和6年度の児童虐待相談件数は、223,691件と前年比-0.8%減であるものの、以前、高止まりの状態にあり、この状況を受け、虐待を受けたこどもへの対応の強化を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和7年4月18日に成立した。

社会的養護に関わる内容としては、一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認めるときに、保護者の同意がなくとも面会等制限を可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加えることとなった。

令和6年度に見直された「兵庫県社会的養育推進計画」について、後期の2か年目にあたりさらに、家庭養育優先原則の徹底による、子どもの最善の利益の実現をめざし、以下の項目について進めていくこととする。

- ① 里親さんへの包括的支援体制の抜本的強化
- ② 子どものニーズに応じた養育の提供
- ③ 児童相談所、一時保護改革の推進

この中で、特に、里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組として、令和7年度までに兵庫県下の全こども家庭センターに里親支援センターが設置され、里親支援センター等協議会も設置され、県下のフォスタリング体制が充実してきている。

また、令和6年度から約9割の市町においてこども家庭センターが設置され（令和7年5月1日時点）、地域の家庭支援体制構築の強化が図られている。さらに、令和7年度に川西こども家庭センターの一時保護所が運用開始し、今後、中央こども家庭センター及び一時保護所についてもあり方検討委員会での検討も始まった。

次期計画の見直しについては、里親等委託率だけでなく、里親等数や施設数、児童家庭支援センターや里親支援機関、自立支援の役割を担う機関、権利擁護等の体制などについても整備目標を新たに設定することとなっている。

このような中、県児童家庭課ならびに県・明石市児童相談所とさらにこの4月に設置された尼崎児童相談所との連携のもと、引き続き児童養護施設の役割に関する項目について、各内容を具現化するための積極的な取組を行っていくこととする。

2. 重点的実施事項

(1) 権利擁護に関するコンプライアンスの徹底

児童福祉法第1条には、「全て児童は、適切に養育され、その生活を保障され、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達（略）を等しく保障される権利を有する」ことが明記されている。また「全国児童養護施設協議会倫理綱領」では職員の使命として「私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命（せいめい）と人権を守り、育む責務があります。」と表明されている。

しかしながら、令和6年度における兵庫県被措置児童等虐待は4件報告されている。県養協のすべての施設や職員は、児童の権利条約や児童福祉法、児童養護施設運営指針等、子どもの権利擁護に関するコンプライアンスの徹底を心掛けねばならない。

<具体的取り組み>

① こどもの権利擁護委員会との連携による権利擁護の取組

平成 31 年度に県養協内に設置した「こどもの権利擁護委員会」の活動が 7 年を経過した。この間、当委員会は県養協内の施設で発生した被措置児童虐待等の権利侵害事案の検証作業や、こどもの権利擁護を目的とした調査研究活動（「兵庫県児童養護施設における夜間体制の課題と重要性に関する調査」）を行ってきた。

一方で、一時保護や入所措置等に係る子どもの意見表明権を保障するため、県が兵庫県弁護士会に委託し、「意見表明支援員」を派遣する事業を令和 3 年 10 月 1 日から実施している。意見表明支援員は子どもに面接（意見聴取）し、こどもの意見を県に伝達するものである。こどもアドボカシーを実践する「アドボケイト」はこどもたちの形にならない気持ちや思いを受け止め、こどもが自分で考えて決断し、こどもの声に力を与えていくために、こどもの権利擁護委員会ですの実態を検証していくこととする。

② 児童の健全な発達支援を目的とした児童行事の実施

施設養育の特性である児童集団のグループダイナミックスを活用したスポーツ等の行事は、子どもたちの主体性や協調性等を養う健全育成の貴重な機会である。しかし、施設の小規模化（定員減）や子どもの発達課題の多様化等により、行事参加が困難な施設が増加している。

参加施設数が少なくなっているものの、一つの目標に向かって子どもたちや職員が連携する姿が多く見ることができた。令和 8 年度においては、フットサル大会とドッジボール大会に種目を絞り、こどもたちの健全育成の観点から実施していくこととする。

(2) 高機能化への取組

県推進計画における「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」のうち、引き続き施設養育の使命である「高機能化・多機能化」の実現に向け、以下の取組を行うこととする。

<具体的取組>

自立支援計画策定に関する施設とこども家庭センターの連携について

県養協の『児童養護施設における自立支援計画策定の手引きー子どものニーズに即した自立支援計画の達成に向けてー』（平成 30 年 12 月）の作成及び兵庫県の「自立支援計画の見直しに係る準則の策定について（通知）」（平成 31 年 4 月 4 日）による自立支援計画策定に関する施設とこども家庭センターの連携の取組開始から約 7 年が経過した。

今後も、自立支援計画が形骸化することのないように、アセスメント、計画策定、3 か月ごとの見直しなど、系統的にこの取組を継続的に行っていく。

また、虐待経験によるトラウマ症状を抱える児童や発達特性を持つ児童、不登校や引きこもり傾向の高年齢児童といったケアニーズの高い児童の入所が顕著となっている中、令和 7 年度には、施設の養育能力を組織的に高めていくことを目的に「心理的安全性」「ガバナンスによるリスク回避」の研修を行った。

令和 8 年度については、昨年度の取組を継承しつつ、「ガバナンスの組織的な取り組み」を主題とした研修を行っていきたい。

(3) 多機能化への取組

<具体的取り組み>

兵庫県のフォスタリング体制における里親支援専門相談員の役割の検討

県推進計画では、里親支援専門相談員についてすべての児童養護施設に配置することや里親のリクルートや里親家庭への訪問支援等がその役割と示されている。

国は、「里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等を行う。」ことを目的とした新たな児童福祉施設として「里親支援センター」の設置を旨とする児童福祉法改正を行った。

兵庫県においても令和7年度までに、各こども家庭センター管内において里親支援センターを開設した。したがって、今後、施設の里親支援専門相談員や児童家庭支援センター等のフォスタリング機能に加え、里親支援センターとの情報交換や機能連携を検討する。

(4) 社会的養護自立支援機能の強化

令和6年度より支援コーディネーターや生活支援相談員による支援活動をより発展させることを目的に、「社会的養護自立支援拠点事業」が兵庫県より委託され、兵庫県福祉センター内に支援拠点「こもれび」が開設され上記2名に加え、就労支援員が配置された。令和8年度からは新たに心理職も配置され、相談者の心理的な側面にも寄り添いながら、ケアリーバーの自立を進めていくことになった。また、ケアリーバー応援企業の認定も昨年度までで14社となり、今後の応援企業の果たす役割や養連とどのような協働をしていくかが課題となる。

令和7年度については、600件を超えるの相談件数があり、里親からの相談や里親から自立した子ども本人からの相談もあった。また、広範な地域の相談について拠点だけでは対応がむづかしい面もあった。昨年度の反省点や課題を踏まえ、本事業の取り組み方を再考するとともに、児童家庭支援センターや里親支援センターとの連携も視野に入れて、県下全体の社会的自立支援機能の強化に取り組んでいきたい。さらに、今年度から神戸市が拠点事業を行う中、ケアリーバーの居場所など連携の可能性を探る。

(5) 人材確保・定着の取組

施設の高機能化・多機能化の実現には、それを担う職員の人材確保とその育成が必要不可欠である。特に人材不足の問題が顕著となっている社会福祉の分野においては、人材養成・確保における組織的な取り組みが重要となる。

このような中、兵庫県施設保育士養成協議会との連携を図ることを目的に導入した賛助会員制度の活用及び実習部会の取り組みが、就職フェアの実施や実習アンケートによる施設実習の充実化に大きく効果をもたらしている。

今後はさらに、社会的養護の人材支援を行うNPO法人との連携を行い、開催の時期や地域を検討し、また、SNSを用いた告知などを検討し、人材確保と人材育成を行っていきたい。

(6) 兵庫県社会的養育施設検討委員会の設立

令和6年度に兵庫県社会的養育推進計画の見直し作業が行われ、「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」が、児童養護施設に関する中心項目となるが、具体的な記載事項として「乳児院・児童養護施設」「母子生活支援施設」「地域支援・在宅支

援の充実」があげられている。

里親支援については、令和7年度にすべてのこども家庭センター管内に里親支援センターが整備され、フォスタリング環境は整ったが、これまで地域の里親支援を行ってきた児童家庭支援センターや児童養護施設の里親支援専門相談員との連携、自立支援については自立支援拠点「こもれび」や里子の自立支援を行う里親支援センター、児童家庭支援センターとの連携が十分できていない。

そこで、乳児院や母子生活支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センターとの連携協定を結び、支援内容によって各施設・機関の役割を明確化し、効率的な支援を行っていきたい。あわせて、調査研究研修や就職フェアなど各機関が一緒に実施できる内容については、協働してその内容を充実させていく。

(7) 事務部会の設立

近年、こどもを取り巻く制度は大きく変化しており、児童養護施設においては新たな施設機能の付設や人員配置が可能になった。社会から求められる役割を果たしていくためには安定した施設経営が必要であり、事務職員と施設長はもちろん、事務職員と現場職員との連携は必須となる。

一方で事務職員は一人職場となっている施設も少なくない。各府県や国から降りてくる情報を理解し、適切に対応をしていくためには多くの労力が必要となる。

については、事務部会を設置し、各施設の事務職員が課題を共有し、新しい児童養護施設の経営、運営の第一歩となる事を目指す。